

# 長野県スポーツ推進審議会の概要

スポーツ課

## 1 設置根拠

長野県スポーツ推進審議会条例 第1条（以下「条例」という。）

「スポーツ基本法第31条の規定による（中略）審議会その他の合議制の機関として、  
長野県スポーツ推進審議会を設置する。」

## 2 審議会の職務

条例第1条

- (1) 地方スポーツ推進計画に関する重要事項の調査審議
- (2) その他スポーツの推進に関する重要事項の調査審議

今期審議会における審議事項等

**【審議事項】**

- ・長野県スポーツ推進計画の評価・検証について

**【報告事項に対する提言等】**

- ・県のスポーツ施策に対する提言及び意見等

## 3 委員委嘱の根拠

条例第2条第2項

「委員は、学識経験者のうちから長野県教育委員会が任命する。」

## 4 委員の定数等

- (1) 定数 10名以内（条例第2条第1項）
- (2) 任期 2年（条例第3条）

（今期審議会委員の任期：平成26年2月13日～平成28年2月12日）

## 5 今期審議会委員について

**【委員構成】**

男性5名（うち公募1名） 女性5名（うち公募1名） 計 10名

## 《参考》

前期審議会（平成23年10月14日～25年10月13日）の開催状況

開催回数 6回（23年度 2回、24年度 3回、25年度 1回）

- 審議事項
- ・長野県スポーツ振興計画（旧計画）の評価・検証について
  - ・長野県スポーツ推進計画（新計画）の策定について

等

## 長野県スポーツ推進審議会条例

昭和 37 年 4 月 2 日  
条例第 21 号

(設置)

**第 1 条** スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関として、長野県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

**第 2 条** 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

(任期)

**第 3 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第 4 条** 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第 6 条** 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(補則)

**第 7 条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 3 中「学校保健審議会の委員及び臨時委員」を「スポーツ振興審議会の委員」に改める。

## 基本目標評価調書【案】

基本目標	
------	--

### 1 基本目標の概要

ねらい	
施策の展開	

### 2 基本目標の達成状況

#### (1) 達成目標の進捗状況

進捗状況	達成目標		単位	基準値【年度】	目標値【年度】	実績値	評価【点数】
	①						
	②						

目標の進捗度		進捗状況の評価 点数の平均	
--------	--	------------------	--

#### (2) 取組の主な成果

--

### 3 課題と今後の取組の方向性

--

### 4 スポーツ推進審議会の評定・意見

【評定】 県の評価は            である。

【基本目標評価調書－付表1】

達成目標①							
達成目標の説明							
達成目標の推移	単位	基準値 ( )	実 績				目標値 ( )
	%						
目標値の根拠							
評価とその根拠	【評価】			【根拠】			

達成目標の判断基準【自己評価】

(1) 目安値	単位	基準値 ( )	目 安 値				目標値 ( )
判断基準設定根拠	目標値と基準値との差分を毎年度均等に増加させる						
(2) 判断基準							【点数】
① 順調	【目安達成率 100%以上】						4
② 概ね順調	【目安達成率 92.3～94.9%】						3
③ やや遅れている	【目安達成率 84.8～89.8%】						2
④ 遅れている							1

達成目標②							
達成目標の説明							
達成目標の推移	単位	基準値 ( )	実 績				目標値 ( )
目標値の根拠							
評価とその根拠	【評価】			【根拠】			

達成目標の判断基準【自己評価】

(1) 目安値	単位	基準値 ( )	目 安 値				目標値 ( )
判断基準設定根拠	目標値と基準値との差分を毎年度均等に増加させる						
(2) 判断基準							【点数】
① 順調	【目安達成率 100%以上】						4
② 概ね順調	【目安達成率 76.7～85.3%】						3
③ やや遅れている	【目安達成率 53.5～70.6%】						2
④ 遅れている							1